

江東区中小企業融資のご案内



江東区の融資制度

江東区では、区内の中小企業者の方が事業資金を必要とするとき、低金利で借入れができるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力を得ながら、融資のあっせんをしています。この制度は、区が直接融資するのではなく、**取扱金融機関が区の定める条件の範囲内で融資を行うものです。**その際、**区では一定の条件で利子・信用保証料を補助**しています。なお、平成19年10月から金融機関と保証協会が責任を共有する「責任共有制度」が導入され、原則として金融機関が信用リスクの一部を負担することになりました。

信用保証協会とは

中小企業者の方が金融機関から事業資金を借入れる場合、その信用を保証することにより借入れを容易にし、事業の健全な発展を支援することを目的とした公的機関です。

中小企業者とは

個人の場合は従業員のみ、法人の場合は資本金または従業員のいずれかが下記の要件に該当していること。従業員数に家族従業員（個人の場合）、臨時従業員、会社の役員は含みません。

運送業・建設業・
不動産業等を含む
資本金**3億円以下**
または
従業員**300人以下**

製造業等

資本金
1億円以下
または
従業員**100人以下**

卸売業

資本金
5,000万円以下
または
従業員**50人以下**

小売業

資本金
5,000万円以下
または
従業員**100人以下**

サービス業※

※ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

江東区中小企業融資 お申込み方法

郵送又は窓口でのお申込みとなります。
(金融機関からの代行申請も受付中)



江東区 地域振興部経済課融資相談係（江東区役所4階28番窓口）

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28
TEL. (03) 3647-2331 (直通)
FAX. (03) 3647-8442

お問い合わせ先

江東区HP（ホームページ）

江東区 融資

検索



融資申込資格（創業支援資金 創業前～創業後1年未満を除く）

融資申込の条件について

以下の条件を全て満たしている中小企業者（対象範囲は、表紙を参照）の方にご利用いただけます。

- ① 区内に住所又は主たる事業所がある中小企業者の方。
個人 区内に住所又は主たる事業所があること※
法人 区内に本店所在地（登記地）があること。
- ② 区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- ③ 所得税（法人は法人税）の申告をし、完納していること。
- ④ 申込み日において納期の到来している住民税（特別区民税・都民税（法人の場合は法人都民税））を完納していること。
- ⑤ 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
（許認可の必要な業種を営んでいる方については、その許認可を受けていること）
- ⑥ 信用保証料補助金の返還金が生じた場合、区に返還済みであること。

【個人事業主の住所条件】

申請者住所	主たる事業所	融資対象
区内	区内	○
区内	区外	△※
区外	区内	○
区外	区外	×

※住所が区内で主たる事業所が区外の個人事業主の場合は、区内で事業を営んでいる資料の提出等を求める場合があります。

【法人の住所条件】

本店所在地（登記地）	融資対象
区内	○
区外	×

【信用保証対象外の業種の例】

飲食業のうち一部の風俗関連業、一部の娯楽遊戯業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）、農業、林業、漁業、水産養殖業等

！ 全融資資金共通（創業含む）申込ができない事例

全融資資金共通で次の事項に該当する場合は、江東区中小企業融資のお申込みはできません。

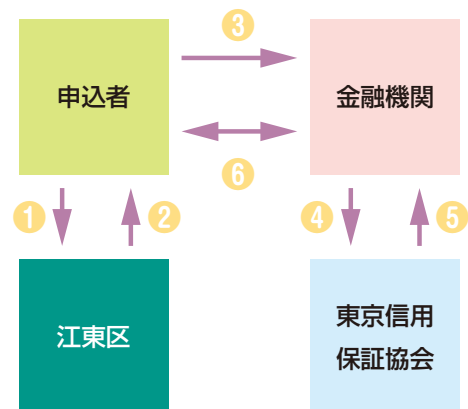
- 金融機関から取引停止処分を受けている場合。
- 保証協会の代位弁済を受けている場合。
- 江東区暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団関係者である場合。
- 資金使途が事業性でない場合。

上記の他に各融資資金においてそれぞれ申込条件があります。詳細は、4～7頁をご覧ください。

申込から融資まで（各融資資金共通）

申込から融資までの流れ

- ① 申込書と必要書類をそろえて区に提出します。
提出方法：窓口へ持参、郵送、金融機関からの代行申請
- ② 区は資格要件等書類を審査し、申込みから5日程度で紹介書を交付します。
- ③ 金融機関へ紹介書等の融資申込書類を提出します。
- ④ 金融機関は審査の上で、保証協会へ保証依頼します。
- ⑤ 保証協会は審査の上で、保証を決定した場合、保証書を金融機関へ送付します。
- ⑥ 申込者と金融機関が融資に関する契約を締結します。



融資実行後の流れ

- 金融機関は融資結果について区へ報告します。
- 上記報告後、各融資資金の補助条件に基づき、区から信用保証料、利子補助金の交付がされます。
補助金の交付に必要な手続きは、申込者から委任を受けた金融機関が行います。補助金の交付時期等についての詳細は3頁をご覧ください。

融資申込時の注意事項

- 事前に金融機関と相談することを推奨しております。
- 通常、融資を受けるまで4～5週間程度かかります。
※新規申込や事業承継支援資金、創業支援資金等については、通常より審査に時間がかかります。
- 郵送の場合は返信用レターパックを同封してください。
- 金融機関及び保証協会の審査の結果、融資が受けられない場合があります。

各融資資金共通の注意事項

信用保証

江東区中小企業融資をご利用いただく場合は**信用保証協会の保証が必要**です。

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証し、利用者の信用を補完する機関で、信用保証協会法に基づく公的機関です。取扱金融機関は融資を行う際、信用保証協会へ保証依頼をし、信用保証協会は保証の可否を審査します。保証を受けられたものは、金融機関より融資を受けることができます。その際、信用保証協会の定めによる信用保証料がかかります。

連帯保証人及び担保

連帯保証人は次の基準によって必要な場合があります。

法人：必要となる場合があります。

個人：連帯保証人は原則として不要ですが、保証協会が求めるときに必要となります。

担保は原則として不要ですが、場合により求められることがあります。

返済方法

返済方法は、**元金均等月賦償還（返済回数2回以上）**です。なお、繰上償還は可能です。

資金使途

事業のための資金に限ります。生活資金や納税資金は融資対象となりません。借入金返済のための資金は借換資金、及び小規模企業特別資金（小口）借換資金のみ融資対象となります。

ただし、返済対象融資は区の制度融資に限りますので、ご注意ください。また、事業資金は運転資金と設備資金に区分されますので、資金使途に該当する資金をお申し込みください。

運転資金	設備資金
商品・材料仕入 リース代支払 外注費支払 不動産賃借料・礼金 従業員給料支払 買掛金決済	機械購入 車両運搬具購入 什器備品購入 不動産賃貸の敷金・保証金 店舗増改築費用 ※代金支払済のものは対象外

申込金額及び限度額

同一融資資金を再度申し込む場合、申し込みをする資金の限度額から、融資残高を差し引いた額が申込可能額です。

融資の審査結果

取扱金融機関及び信用保証協会の審査により、申込内容のとおり融資が実行されない場合（否決・減額）があります。

信用保証料の補助

○信用保証料補助がある融資資金については、信用保証協会へ支払った信用保証料を、区が補助します。

○融資実行後、金融機関から区に融資報告があってから、**約1～2か月後に、借受金融機関の当人の口座に信用保証料補助金を振込みます。**

○区が信用保証料の補助をしている**融資を繰上償還し、信用保証料の一部が信用保証協会から返戻された場合、信用保証料補助金の過払い金額を区へ返還**していただきます。

※ 上記の信用保証料補助金の返還は、令和2年度以前に申込みがあった融資資金は対象外です。

利子の補助

○当該年度に支払った利子について、各融資資金の補助率に基づいた利子補助金を翌年度の5月に一括して交付します。**（令和7年度支払い利子の補助→令和8年5月に交付）**

なお、当該年度の1月以降に融資を受けた場合は、第1回目の補助は翌々年度の5月になります。

○利子の補助は、借受金融機関の当人の口座へ振込みます。融資返済終了後も区の利子補助金の振込みまでは、口座を解約しないようにご注意ください。

○次の①～⑤に該当する場合、区の利子補助を停止します。

①繰上償還をしたとき。

②当初約定の返済期限を超えたとき。

③代位弁済を受けたとき。

④**創業支援資金融資を受けた後、本店、主たる事業所が江東区外へ移転したとき。**

⑤その他区長が必要と認めたとき。

【一般資金】 融資資金名	資金 使途	融資金額	利率（年）	本人負担 （利子補助）	返済期間 （据置）	信用保証料 補助		申込資格とその他の条件
運 転 資 金	運 転	2,000万円以内	1.9％	1.1％ （0.8％利子補助）	6年以内 （6か月を含む）	補助なし		本リーフレット2頁「融資申込資格」にあてはまる方。
短 期 運 転 資 金	運 転	300万円以内	1.6％	0.7％ （0.9％利子補助）	1年以内 （2か月を含む）			
設 備 資 金	設 備	2,000万円以内	2.1％	1.3％ （0.8％利子補助）	9年以内 （6か月を含む）			
借 換 資 金	借 換	2,000万円以内	2.1％	1.4％ （0.7％利子補助）	9年以内 （据置なし）			

【小規模企業特別資金】 融資資金名	資金 使途	融資金額	利率（年）	本人負担 （利子補助）	返済期間 （据置）	信用保証料 補助		申込資格とその他の条件
小 規 模 企 業 特 別 資 金 （ 小 特 ） 一 般	運 転 設 備	(合計) 2,000万円以内	1.9%	1.2% (0.7%利子補助)	6年以内 (6か月を含む)	全額補助		本リーフレット2頁「融資申込資格」にあてはまり、かつ以下の条件を全て満たしている方。 ●従業員数が、次の①②のいずれかに該当すること。 ①20人以下（卸・小売、飲食等の商業、サービス業は5人以下）の法人または個人 ②20人以下の医業を主たる事業とする法人 ●小口零細企業保証制度は、全国の保証協会の保証付き融資残高（新規申込額を含む。）が2,000万円以下であること。 ※小口零細企業保証制度：「責任共有制度」の対象外になる全国統一の保証制度で、融資額の100％を信用保証協会が保証します。 ●保証付き融資残高が2,000万円を超え、小口零細企業保証制度がご利用いただけない場合は「小規模企業特別資金（小特）一般」を利用することができます。ただし、小特（一般）は原則「責任共有制度」の対象となります。
小 規 模 企 業 特 別 資 金 (小特) 小口零細企業保証制度	運 転 設 備				6年以内 (据置なし)	補助なし		
	借 換							

【目的別資金】 融資資金名	資金 使途	融資金額	利率（年）	本人負担 （利子補助）	返済期間 （据置）	信用保証料 補助		申込資格とその他の条件
令和7年度創設 経 営 改 善 支 援 資 金 （ 経 営 ア シ ス ト ）	運 転 設 備	2,000万円以内	2.1％	1年目 0％ 2年目以降 0.5％ （1.6％利子補助）	9年以内 （12か月を含む）	全額補助		本リーフレット2頁「融資申込資格」にあてはまり、かつ以下の条件を全て満たしている方。（詳細は区HPを参照） ●下記の①又は②に該当し、経営改善に取り組む中小企業者であること。 ①中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証制度）第1～8号のうち、いずれかの認定を受けていること。 ②直近の3か月の売上高又は売上総利益が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10％以上減少している方。 ●経済課所定の経営改善に関する計画書を作成し、当該計画書について江東区経営相談員の審査を完了していること。 ◇江東区経営相談で計画書の審査を行います。融資をご希望の方は経営相談（9頁「経営相談のご利用について」参照）をご予約ください。
チャレンジサポート資金	運 転 設 備	4,000万円以内	2.1％	1年目 0％ 2年目以降 0.5％ （1.6％利子補助）	9年以内 （12か月を含む）	全額補助		本リーフレット2頁「融資申込資格」にあてはまり、かつ以下の条件を全て満たしている方。（詳細は区HPを参照） ●資金の目的が事業多角化・転業等の新規事業※の立ち上げに要する経費であること。 ※業種・原材料・生産加工技術・用途・販路・機能・製品・商品・サービスのいずれかが異なること ●新規事業について、売上又は収益の持続的な増加・改善が見込まれる（事業開始3年目までに営業利益黒字が見込まれる）こと。 ●事業多角化・転業等の新規事業を実施する場所が区内にあり、新規事業に原則未着手であること。 ●新規事業計画の内容について、経済課所定の事業計画書を作成のうえ、江東区経営相談員の審査を完了していること。 ●融資を受けた後、江東区経営相談員の経営指導を受けること。 ◇江東区経営相談で計画書の審査を行います。融資をご希望の方は経営相談（9頁「経営相談のご利用について」参照）をご予約ください。
事 業 承 継 支 援 資 金	運 転 設 備	2,000万円以内	2.1％	1年目 0％ 2年目以降 0.3％ （1.8％利子補助）	9年以内 （12か月を含む）	全額補助		本リーフレット2頁「融資申込資格」にあてはまり、かつ以下の条件を全て満たしている方。（詳細はHPを参照） ●5年以内に事業承継を予定しているまたは承継後5年を経過していない中小企業者であること。 ●経済課所定の事業（承継）計画書を作成し、金融機関の支援及び江東区経営相談員の審査を完了していること。 ●事業継承後も江東区内に事業所等が存在し、引き続き江東区内で事業実施を予定していること。 ●親族内承継、従業員承継による事業承継であること。M&A（第三者承継）は原則対象外となります。 ※事前相談が必要となります。相談の流れは 8頁「事業承継支援資金のご利用について」をご確認ください。 ※資金使途として専門家活用費、株式取得費、土地購入費、借換等に利用する場合は原則対象外となります。 ◇江東区経営相談で計画書の審査を行います。融資をご希望の方は経営相談（9頁「経営相談のご利用について」参照）をご予約ください。

※年度の途中で利率が変更になる場合があります。

令和7年4月1日現在の融資条件です。

【目的別資金】 融資資金名	資金 使途	融資金額	利率（年）	本人負担 （利子補助）	返済期間 （据置）	信用保証料 補助		申込資格とその他の条件
令和7年度創設 DX・生産性向上推進資金 （ デ ジ タ ル 推 進 ）	設 備	4,000万円以内	2.1％	1年目 0％ 2年目以降 0.5％ （1.6％利子補助）	9年以内 （12か月を含む）	全額補助		本リーフレット2頁「融資申込資格」にあてはまり、かつ以下の条件を全て満たしている方。（詳細は区HPを参照） ●DX化を推進又は、IT、IoT、AI、ロボット、テレワーク設備等の機器・ソフトウェアを活用する目的である経費であり、以下の①～③のいずれかに該当すること。 ①設備導入により生産性を向上させる計画を有すること。 ②設備導入により収益（営業利益）の10％以上向上・改善（収益がマイナスの場合は、プラスに改善）を目指す計画を有すること。 ③江東区経済課が指定するDX・ICT等導入支援事業の支援対象事業者であること。 ●一般的に販売されているパッケージ製品のソフトウェア、機器及びクラウド技術を用いたもので、設備の設置場所は区内であること。 ●経済課所定のDX化・生産性向上に関する事業計画書を作成のうえ、設備導入計画について江東区経営相談員の審査を完了していること。 ◇江東区経営相談で計画書の審査を行います。融資をご希望の方は経営相談（9頁「経営相談のご利用について」参照）をご予約ください。 ◇詳細は、融資相談係へお問い合わせください。
設 備 強 化 資 金 商店街空き店舗活用②	運 転 設 備	4,000万円以内	2.1％	1.0％ （1.1％利子補助） ② 0.5％ （1.6％利子補助）	9年以内 （12か月を含む）	全額補助		本リーフレット2頁「融資申込資格」にあてはまり、かつ次の①～②のいずれかに該当する方。 ①区内で事業用の施設（店舗、工場、作業所、事務所、倉庫に限る）を建替える方。（その他付属設備を含みます。） ②商店街空き店舗活用支援補助金交付事業の対象となる商店街の空き店舗を当該商店会長の推薦等を得て、小売業、サービス業（洗濯業、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業及びネイルサービス業に限る。）、飲食業で新規出店する方。（風営法の適用のある業種を除く） ●経済課での設備強化資金対象認定を受けてください。 ●①の場合、融資申込者と建築主が同一であることが条件です。また付属設備のみの申し込み・施設や土地の購入は対象外とします。 ●運転資金は、設備資金を併用する場合のみとし、その額は設備資金の1／2を限度とします。
環 境 保 全 対 策 資 金 アスベスト飛散防止②	設 備	2,000万円以内	2.1％	1.0％ （1.1％利子補助） ② 0.5％ （1.6％利子補助）	6年以内 （12か月を含む）	全額補助		本リーフレット2頁「融資申込資格」にあてはまり、区内にある事業所において、資金の目的が以下のいずれかに該当する方。 ①公害の発生防止 ②アスベスト飛散防止 ③自動車の低公害化（中古車を除く） ④再生可能エネルギー等の利用 ⑤雨水の利用 ⑥省エネルギーの推進 ⑦ISO14001・エコアクション21認証取得 ①②は環境保全課、③～⑥は温暖化対策課、⑦は経済課の認定が必要です。なお、認定に代えてあっせん制度利用申込みに係る事前審査結果通知（⑦の場合は補助金決定通知書）等による申し込みができる場合もあります。詳しくは融資相談係までお問い合わせください。 ●ISO14001・エコアクション21認証取得においては、運転資金も申し込むことができます。

【創業関連資金】 融資資金名	資金 使途	融資金額	利率（年）	本人負担 （利子補助）	返済期間 （据置）	信用保証料 補助		申込資格とその他の条件
創 業 支 援 資 金 【創業前から創業後1年未満】 特 定 創 業 者 特 例 商店街空き店舗活用	運 転 設 備	1,000万円以内 1,500万円以内	2.1％	0.3％ （1.8％利子補助） 3年目まで 0％ 4年目以降 0.3％ （1.8％利子補助） 0.2％ （1.9％利子補助）	6年以内 （12か月を含む）	全額補助		【創業前から創業後1年未満】 ～8頁「創業支援資金のご利用について」も必ずご確認ください。～ 以下の条件を全て満たしている方。 ●事業主ではない個人が、個人事業主又は法人（本店は江東区）の形態で、①区内で創業すること。または②区内で創業し、創業後1年未満であること。※区外で創業し、区内に移転した場合は対象外。 ●自己資金の準備があり、自己資金が創業時に必要な資金の1/3以上を占めていること。 ●創業計画の内容について、経済課所定の創業計画書を作成のうえ、江東区経営相談員の審査を完了していること。 ●納期の到来している特別区民税・都民税等の住民税を完納し、前年分の所得税を完納していること。 ●創業する業種が信用保証協会の保証対象業種であり、許認可の必要な業種については、原則として事前にその許認可を受けていること。 ●融資を受けた後、江東区経営相談員の経営指導を受けること。 ◇詳細は、融資相談係へお問い合わせください。 上記「創業支援資金【創業前から創業後1年未満】」の条件にあてはまり、かつ以下の条件を満たしている方。 ●区が定める「特定創業支援等事業」（詳細は8頁【特定創業支援等事業について】参照）を受け、「証明書」の発行を受けた方。 ◇詳細は、融資相談係へお問い合わせください。 上記「創業支援資金【創業前から創業後1年未満】」の条件にあてはまり、かつ以下の条件を満たしている方。 ●商店街空き店舗活用支援補助金交付事業の対象となる商店街の空き店舗を当該商店会長の推薦等を得て、小売業、サービス業（洗濯業、理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業及びネイルサービス業に限る。）、飲食業で新規に出店する方。（風営法の適用のある業種を除く。）◇詳細は、融資相談係へお問い合わせください。
創 業 支 援 資 金 【創業1年から創業後5年未満】	運 転 設 備	1,000万円以内 1,500万円以内	2.1％	0.3％ （1.8％利子補助）	6年以内 （12か月を含む）	全額補助		【創業後1年から創業後5年未満】 ～8頁「創業支援資金のご利用について」も必ずご確認ください。～ 本リーフレット2頁「融資申込資格」にあてはまり、かつ以下の条件を全て満たしている方 ●事業主でない個人が、個人事業主、又は法人の形態で創業し、創業後1年以上5年未満であること。 ※代表者が変更された場合は対象外。 ●融資を受ける前に江東区経営相談員の経営指導を受けること。

◆団体資金 上記のほかに中小企業等協同組合法、商店街振興組合法又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合向けに団体資金というメニューも用意しています。詳細は融資相談係へお問い合わせください。

創業支援資金のご利用について

《創業前～創業後1年未満》の方の申込の流れ

- ①創業計画書の作成に関する相談・審査
 - 経営相談（創業に関する相談）を区HPから予約
 - 創業計画書を持参し、予約日時にご来庁ください。
 - 経営相談員の指導・助言に基づき創業計画書を完成させます。また、内容によっては計画書完成までに複数回の相談が必要となる場合があります。
- ②経営相談員の審査完了後、創業支援資金の申込を行ってください。

《創業後1年～創業後5年未満》の方の申込の流れ

- ①創業支援資金利用に関する相談
 - 経営相談（創業に関する相談）を区HPから予約
 - 融資申込に必要な書類をご準備ください。（10頁～11頁融資申込の際に必要な書類参照）
 - 融資申込に必要な書類を持参し、予約日時にご来庁ください。なお、**創業支援資金ヒアリングシート**は事前にご記入を済ませてください。
 - ヒアリングシート・決算書等に基づき、経営相談員が経営について助言・指導を実施します。
- ②経営相談終了後、創業支援資金の申込を行ってください。

特定創業支援等事業について

区内で創業予定の方、又は創業後5年未満の方を対象に、創業に求められる4つの要素「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」について、セミナーによる集団講義を区では実施しております。これらの区で実施する創業支援事業の一部は、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」として認定されています。

特定創業支援等事業の受講をした創業者に対して、**区が証明書を発行**いたします。証明書を各機関に提出することで、登録免許税の軽減等の優遇措置を受けることができます。また、証明書が交付され、かつ、「創業支援資金特定創業者特例」の条件を満たす場合、「創業支援資金」の利子補助率が優遇されます。

特定創業支援等事業の受講の募集は区HPから確認ができます。詳細は区HPをご確認ください。

【区特定創業支援等事業】	
個別講義形式	東京商工会議所江東支部での個別講義
セミナー形式	江東区創業塾
	連携金融機関等による創業支援セミナー

江東区HP（ホームページ）

江東区創業支援等事業・特定創業支援等事業について

検索



事業承継支援資金のご利用について

事業承継支援資金を申込する際の流れ

- ①事前相談
 - 経営相談（事業承継に関する相談）を区HPから予約ください。
 - 事前相談必要書類を持参し、予約日時にご来庁ください。
- ②金融機関への相談
 - 事業（承継）計画書を作成し、借入希望金融機関と相談してください。
- ③事業（承継）計画書策定相談・審査
 - 経営相談（事業承継に関する相談）を区HPから予約ください。
 - 経営相談員の指導・助言に基づき事業（承継）計画書を完成させます。※内容によっては完成までに複数回の相談が必要となる場合もあります。
 - 経営相談員の審査完了後、事前相談時にご案内した融資申込書類を添えて、事業承継支援資金の申込を行ってください。

【事前相談必要書類】	
法人	登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）
個人	開・廃業届
共通	確定申告書及び決算書 （直近3期分） 承継予定者の資料 （給与明細、住民票等）

経営相談のご利用について

各種制度は令和7年度中に変更になる可能性があります。
最新の情報は区HP（ホームページ）をご確認ください。

区内中小企業者の方を対象に、経営相談員（中小企業診断士等）が、経営上のさまざまな課題について相談に応じます。また、区の中小企業融資の相談にも応じています。

相談費用は無料です。お気軽にご相談ください。なお、融資資金をお申込みする際に、経営相談を受ける事が条件となっている融資資金があるためご注意ください。

相談は事前予約が必要です。区HPからご予約をお願いします。

【経営相談が申込み時に必要な融資資金】 代表者本人による相談が必要

経営改善支援資金（経営アシスト）

チャレンジサポート資金

事業承継支援資金

DX・生産性向上推進資金（デジタル推進）

創業支援資金

相談場所：江東区役所経営相談室（4階28番）
※オンライン（Zoom）での相談も可能です！
相談日時：毎週月～金曜日（区役所開庁日のみ）
相談時間：50分

江東区HP（ホームページ）

経営相談予約

Q 検索



小規模事業者経営改善資金（マル経融資）への利子補助

小規模事業者経営改善資金貸付制度（マル経融資）は、商工会議所の推薦に基づき、日本政策金融公庫が、無担保・無保証人で、融資を行う国の制度です。

区の事業所限定で、マル経融資利用時の支払利子の30%を3年間区が補助いたします。

利用申込、制度詳細については、下記のお問い合わせ先にご連絡をお願いします。

【小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に関するお問い合わせ先】

東京商工会議所江東支部	〒135-0016 江東区東陽4-5-18 江東区産業会館（2階）	☎ 3699-6111
-------------	-----------------------------------	-------------

江東区中小企業支援施策紹介

区では、中小企業融資以外にも補助金等の中小企業支援施策を展開しております。区内の中小企業や商店街への支援施策を1冊にまとめた、中小企業支援施策ガイドを無料配布しています。事業者の皆様、ぜひ、お手元に1冊置いていただき、積極的にご活用ください！本誌は下記の窓口・施設にて配布しています。

経済課産業振興係（区役所4階29番窓口）

江東区産業会館（東陽4-5-18）、各出張所

江東区HP（ホームページ）

中小企業支援施策ガイド

Q 検索



融資相談等窓口・関係官公署等一覧

東京信用保証協会 錦糸町支店	〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1（アルカセントラルビル4階）	☎ 5608-2011
江東西税務署	〒135-8311 江東区猿江2-16-12	☎ 3633-6211
江東東税務署	〒136-8505 江東区亀戸2-17-8	☎ 3685-6311
江東都税事務所	〒136-8533 江東区大島3-1-3	☎ 3637-7121
中央都税事務所	〒104-8558 中央区新富2-6-1	☎ 3553-2151
東京法務局墨田出張所	〒130-0024 墨田区菊川1-17-13	☎ 3631-1408
日本政策金融公庫 江東支店	〒130-0022 墨田区江東橋3-7-8（日本生命錦糸町ビル）	☎ 0570-031092
東京都中小企業振興公社	〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9（産業労働局秋葉原庁舎）	☎ 3251-7886

融資申込の際に必要な書類 各融資資金共通

✓	法人・個人共通	
	①江東区中小企業融資申込書	経済課で配布、区の HP よりダウンロード可。 ※ 申込書に法人の登録印、個人の実印の押印が必要。
	②提出書類チェックシート	経済課で配布、区の HP よりダウンロード可。
✓	法 人	
	①最新の法人税確定申告書 及び決算書	勘定科目内訳明細のあるもの。
	②法人税の納税証明書（その 1）	税務署で発行。 ※ 課税額が 0 円の場合も必要。 ※領収書は不可。
	③法人住民税の納税証明書	都税事務所で発行。 ※領収書は不可。 ※徴収猶予を受けている方は、事前に融資相談係までご相談ください。
	④商業登記簿謄本 （履歴【現在】事項全部証明書）	法務局で発行。
✓	法人成り後 1 年を経過しないが個人事業と通算すると 1 年を経過する場合	
	①個人事業の廃業届出書	廃業日と法人設立日が同一であること。
	②法人設立届出書	法人設立届出書の設立の形態が、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、法人成りが確認できること。
✓	個 人	
	①令和 6 年分の所得税確定申告書	青色申告の場合は青色申告決算書、白色申告の場合は収支内訳書を添付。
	②令和 6 年分の所得税の納税証明書（その 1）	税務署で発行。 ※課税額が 0 円の場合も必要。※領収書は不可。
	③住民税（特別区民税、都民税）の納税証明書または非課税証明書	住民登録地の区役所又は出張所で発行。※領収書は不可。 【住所が江東区外、主たる事業所が江東区の場合】 住民登録地の住民税の納税証明書又は非課税証明書に加えて、江東区の住民税（事業所課税分（均等割））の納税証明書または非課税証明書が必要です。 ※徴収猶予を受けている方は、事前に融資相談係までご相談ください。
	[令和7年6月30日以前は令和 6 年度分を、令和7年7月1日以降は令和 7 年度分で納期（下表参照）の到来分の納税が確認できる納税証明書] 住民税（特別区民税・都民税）（令和7年度分）※納期限が土曜・日曜・休日の場合は翌金融機関営業日	
	第 1 期	6 月末日
	第 2 期	8 月末日
	第 3 期	10 月末日
	第 4 期	1 月末日
✓	郵送申込の場合及び紹介書を郵送で返送希望の場合	
	①返信用のレターパック	郵送でのお申込みの場合等は、返信用のレターパックを同封ください。

融資申込の際に必要な書類 各融資資金個別必要書類

✓	設備資金（各融資資金の資金使途設備）を申し込む場合	
	①見積書 （借受者の会社名、氏名が明記されているもの）	見積業者の記名押印のあるものまたは仮契約書などの書類が必要。 パンフレット・商品カタログ等の資料は見積書として認められません。 申込金額は、見積書合計金額の範囲内（代金支払済のものは融資対象外）
✓	経営改善支援資金（経営アシスト）を申し込む場合	
	①事業計画書 （経営改善支援資金様式）	経済課で配布、区 HP よりダウンロード可。江東区経済課所定の事業計画書（経営改善支援資金様式）を作成し、江東区経営相談員の審査を完了している必要があります。
	②「事業計画書」（経営改善支援資金様式）に記載した売上高または売上総利益が確認できる資料 （売上等確認資料）	【売上等確認資料の例】試算表、売上台帳、損益計算書等 ※売上総利益で申告する場合は、売上高、売上原価、売上総利益が明記されているもの（損益計算書等）が必要です。 ※確認資料の金額部分にマーカーを引くかまたは付箋を添付してください。

融資申込の際に必要な書類 各融資資金個別必要書類

✓	借換資金または小規模企業特別資金（小口）借換資金を申し込む場合	
	①江東区中小企業融資借換依頼書	経済課で配布、区のHPよりダウンロード可。
	②東京信用保証協会所定の借換同意書	※異なる金融機関で借り換える場合のみ提出してください。
✓	創業支援資金（創業後1年以上5年未満）を申し込む場合	
	①創業支援資金ヒアリングシート	経済課で配布、区のHPよりダウンロード可。
	②創業時に事業を営んでいない個人であることが確認できる資料	開業届出書、源泉徴収票、所得税の確定申告書等の創業時に事業を営んでいないことが分かる資料をご提出ください。なお、書類の詳細は、創業支援資金ヒアリングシートの裏面を確認ください。 例) 令和4年1月1日に創業した場合で令和3年中は会社員で給与収入がある場合、令和3年分の源泉徴収票を提出。
	③直近の売上が分かる資料	決算書、損益計算書等
✓	創業支援資金（創業前～創業後1年未満）、事業承継支援資金を申し込む場合	
	初回の相談時に今後必要な書類をご案内いたします。	
✓	チャレンジサポート資金を申し込む場合	
	①事業計画書（チャレンジサポート資金様式）	経済課で配布、区HPよりダウンロード可。江東区経済課所定の事業計画書（チャレンジサポート資金様式）を作成し、江東区経営相談員の審査を完了している必要があります。
✓	DX・生産性向上推進資金（デジタル推進）を申し込む場合	
	①事業計画書（DX・生産性向上推進資金様式）	経済課で配布、区HPよりダウンロード可。江東区経済課所定の事業計画書（DX・生産性向上推進資金様式）を作成し、江東区経営相談員の審査を完了している必要があります。
✓	◎特定非営利活動法人（NPO法人）が申し込む場合	
	①事業報告書 ②計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録 ③年間役員名簿 ④社員のうち10人以上の氏名及び住所を記載した書面	

よくあるご質問

- Q** 紹介書の交付を受けましたが、都合により融資を申し込まなかった場合は、どうすればよいでしょうか。
- A** 申請の取り下げをしますので、紹介書一式（①融資申込書（金融機関控、本人控）、②融資申込者紹介書、③融資結果報告書、④融資補助金委任状（区提出用、金融機関保管用）の4種類）を区にお返しください。その際、融資相談係まで必ずご連絡ください。金融機関へ提出済み場合は、金融機関より報告をいただくため、事業者様の手続きは不要です。
- Q** 他区市町村から江東区へ主たる事業所（本店登記地）を移転しました。江東区に移転してから1年経っていませんが、あっせんの対象になりますか。
- A** あっせんの対象になりません。移転から1年経過かつ納期の到来している税を完納していること等が、あっせんの対象となります。詳細は、2頁「融資申込の条件について」をご確認ください。
- Q** 本店登記地を江東区にして法人成りをしました。法人成りから1年経っていませんが、あっせんの対象になりますか。
- A** 個人事業主の開業から通算して1年以上区内で事業を行っている場合は、あっせんの対象になります。融資申込の際に必要な書類は10頁「法人成り後1年を経過しないが個人事業と通算すると1年を経過する場合」をご確認ください。
- Q** 個人事業主から法人成りしました。創業支援金の対象になりますか？
- A** 個人事業主として開業してから通算5年未満である場合対象となります。

みずほ銀行				徳島大正銀行			
亀戸支店	各支店へのご相談は法人営業オフィスへご連絡ください。 千代田区神田錦町2-11 三洋安田ビル	法人営業 オフィス 6631-9542	亀戸支店	亀戸2-26-10	5875-5588		
錦糸町支店			東京ベイ信用金庫				
深川支店			城東営業部	大島4-7-1	3685-2311		
豊洲支店			砂町支店	東砂6-12-7	3644-4108		
東陽町支店			大島支店	大島7-22-16	3681-6126		
築地支店			豊洲支店	豊洲4-1-23	3531-9621		
三菱UFJ銀行				朝日信用金庫			
錦糸町支店	墨田区江東橋4-11-1	3634-2471	押上支店	墨田区業平3-5-8	3624-8241		
深川支店	門前仲町2-5-1	3641-8301	立川支店	墨田区立川1-4-10	3634-1211		
門前仲町支店	門前仲町2-5-1	3641-5141	猿江支店	猿江1-18-2	3846-7881		
亀戸支店	墨田区江東橋4-11-1	3634-2491	江東支店	江戸川区小松川3-11-1-101	3682-4111		
木場深川支店	東陽4-2-14	3649-5111	興産信用金庫				
築地支店	中央区銀座8-9-1	3573-4084	人形町支店	中央区日本橋人形町2-14-14	3668-5951		
月島支店	中央区勝どき2-9-15	3531-0211	東京シティ信用金庫				
三井住友銀行				深川支店	扇橋3-14-6	3644-6155	
砂町支店	各支店へのご相談は錦糸町法人エリアへご連絡ください。 墨田区江東橋4-19-4-4F	錦糸町法人エリア 3635-0202	砂町支店	東砂8-5-3	5632-1661		
亀戸支店			菊川支店	墨田区菊川3-16-17	3633-1217		
錦糸町支店			芝信用金庫				
深川支店			日本橋支店	中央区日本橋堀留町1-2-13	5652-1141		
銀座支店			東京東信用金庫				
新橋支店			亀戸支店	亀戸5-14-2	3683-2161		
築地支店			本所支店	墨田区石原4-18-5	3623-7111		
京橋支店			大島支店	大島5-34-17	3638-8871		
りそな銀行				深川支店	木場2-19-15	3641-9176	
本所支店	墨田区江東橋2-12-8	3632-1211	錦糸町支店	墨田区太平3-3-8	3622-2131		
亀戸支店	亀戸2-27-7	3683-5511	住吉支店	住吉1-15-14	3633-5551		
錦糸町支店	墨田区江東橋2-12-8	3632-1211	江東中央支店	北砂4-7-41	3645-9211		
群馬銀行				深川北支店	三好3-11-11	3630-1311	
葛西支店	江戸川区西葛西5-2-3	3686-3033	東砂支店	東砂4-17-13	3646-3611		
常陽銀行				森下駅前支店	森下2-1-3	3631-3171	
江東支店	台東区東上野3-18-4	6803-0223	東栄信用金庫				
千葉銀行				亀戸支店	亀戸3-46-17	3684-1111	
錦糸町支店	墨田区江東橋2-13-7	3633-7011	小松川信用金庫				
深川支店	富岡2-1-9	5639-2451	亀戸支店	亀戸5-44-7	3682-0031		
千葉興業銀行				城北信用金庫			
西葛西支店	江戸川区西葛西6-10-6	6808-6416	豊洲支店	豊洲6-3-5	3533-7011		
きらぼし銀行				深川支店	門前仲町1-13-9	3641-7151	
深川支店	門前仲町2-5-9 深川三和ビル6階	5620-0810	商工組合中央金庫				
城東支店	大島3-1-14	3681-4141	新木場支店 (新木場営業所)	新木場1-18-6	5569-1711		
錦糸町支店	墨田区錦糸1-5-14 3階	5610-9107	深川支店	木場5-11-17	3642-7131		
東陽町支店	門前仲町2-5-9 深川三和ビル6階	5620-0813	文化産業信用組合				
山口銀行				本店	千代田区神田神保町1-101	3292-8281	
豊洲支店	豊洲3-2-20 豊洲フロント2F	5534-9081	江東信用組合				
東和銀行				本店	住吉2-6-8	3631-8187	
深川支店	南砂7-4-8	3646-4641	洲崎支店	東陽3-19-9	3647-1751		
南砂支店	南砂7-4-8	3646-4641	森下支店	森下2-23-2	3634-3921		
京葉銀行				豊洲支店	豊洲6-6-1-318	6633-0351	
東陽町支店	東陽2-2-20	6458-7780	大東京信用組合				
東日本銀行				亀戸支店	亀戸1-27-9	3685-3351	
深川支店	千田6-12	3644-0121	押上支店	墨田区業平4-1-2	3625-5001		
立花支店	江戸川区平井4-11-4	3682-6661	第一勧業信用組合				
月島支店	中央区日本橋茅場町1-8-1 茅場町一丁目平和ビル4階	3808-8666	千田町支店	千田5-9	3615-6381		
平井支店	江戸川区平井4-11-4	3682-6661	東銀座支店	中央区銀座6-14-8	3543-6921		
小松川支店	江戸川区平井4-11-4	3682-6661					

※融資ご希望の場合は、事前に金融機関へ相談することを推奨しています。

※最新の情報は区ホームページをご確認ください。

江東区HP（ホームページ）

江東区中小企業融資取扱金融機関一覧

検索

